

高額療養費制度における自己負担限度額について

●自己負担限度額（月額）について

- 自己負担限度額は、年齢や所得に応じて下記の表のように決定されます。
- ※入院時の差額ベッド代、食事代等の保険適用外部分については、別に支払いが必要です。

※同じ人が同じ月内に同じ医療機関（入院・外来は別計算、調剤薬局は処方元が異なる場合は別計算）で支払った自己負担額

※同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担が2回以上あった場合、それらを合算して限度額を超えた場合

◎70歳未満の人

世帯の所得合計（※1）		限度額適用区分	自己負担限度額（月額）	
			3回まで	4回目以降（※3）
住民税課税世帯	年間所得 901 万円超	ア	252,600 円 + (医療費総額【10割】 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	年間所得 600 万円超 901 万円以下	イ	167,400 円 + (医療費総額【10割】 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
	年間所得 210 万円超 600 万円以下	ウ	80,100 円 + (医療費総額【10割】 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
	年間所得 210 万円以下	エ	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯（※2）		オ	35,400 円	24,600 円

◎70歳以上75歳未満の人 < > の金額は、過去12か月間の高額療養費の支給が4回目以降の時の限度額です。

所得区分			限度額適用区分	自己負担限度額（月額）	
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者	住民税課税所得 690 万円以上	区分Ⅲ 認定証は不要	252,600 円 + (医療費総額【10割】 - 842,000 円) × 1% < 140,100 円 >	
		住民税課税所得 380 万円以上	区分Ⅱ	167,400 円 + (医療費総額【10割】 - 558,000 円) × 1% < 93,000 円 >	
		住民税課税所得 145 万円以上	区分Ⅰ	80,100 円 + (医療費総額【10割】 - 267,000 円) × 1% < 44,400 円 >	
	一般	一般 認定証は不要	18,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >	
非課税世帯	低所得Ⅱ（※4）	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得Ⅰ（※4）	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

※1 前年の被保険者全員の、受診月の前年（1月～7月の間は前々年）の所得（基礎控除後）の合計額です。

※2 世帯主（国保に加入していない場合も含む）と世帯の被保険者全員が、住民税が非課税である世帯。

※3 過去12か月間の高額療養費の支給が4回目以降の時の限度額です。

※4 【低所得Ⅰ】は世帯の各所得が必要経費及び控除を差し引いたときに0円となる場合、それ以外は【低所得Ⅱ】です。

●入院した時の食事代について

区 分		限 度 額 適用区分	一食あたりの 負 担 額 令和8年 5月末まで	一食あたりの 負 担 額 令和8年 6月1日～
一般（下記以外の人）		下記以外	510円	550円
住民税非課税世帯、 低所得Ⅱ	過去1年間の入院が 90日以内	オ・区分Ⅱ	240円	270円
	過去1年間の入院が 91日以上		190円	220円
低所得Ⅰ		区分Ⅰ	110円	130円

要申請
(※5参照)

※5 所得区分が「オ」または「区分Ⅱ」をお持ちの方が、過去1年間の入院が91日以上の場合、長期入院該当の申請を行うことで1食あたりの負担がさらに減額されます。

〈申請に必要なもの〉

- ・入院日数を確認できる書類（領収書など）
- ・世帯主及び対象者のマイナンバーがわかる書類
- ・既に交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・来庁される人の本人確認できるもの（運転免許証など）
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状

●現在認定証をお持ちの方へ

マイナ保険証が利用できる医療機関や調剤薬局であれば、本人の同意のもと、医療機関が限度額の区分を確認できるため、認定証がなくても自己負担限度額までのお支払いとなります。
それ以外の医療機関で受診する場合などで、有効期限以降も引き続き認定証お使いいただく場合は再度申請が必要となります。

〈申請に必要なもの〉

- ・保険証
- ・世帯主及び対象者のマイナンバーがわかる書類
- ・来庁される人の本人確認できるもの（運転免許証など）
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状

●注意事項

- ・認定証は申請月の初日から有効となります。申請月より遡って発行することはできません。
- ・世帯主、世帯内の国保加入者に異動があった場合などは、適用区分の再判定により、認定証の有効期限内でも適用区分が変更になる場合があります。
- ・国民健康保険税の未納があると、交付できない場合があります。
- ・長期入院該当による食事代の減額を受ける場合は、マイナ保険証をお使いの場合であっても必ず申請が必要です。

●お問い合わせ・申請場所

燕市役所 保険年金課 国保係 1階⑨～⑪番窓口 ☎0256-77-8132（直通）